

第73号議案

府中市ボートレース企業局従事員の給与の種類及び基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

競走事業において地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部を適用することに伴い、新たに設置するボートレース企業局の従事員の給与の種類及び基準を定めるため、条例を制定するものであります。

府中市ボートレース企業局従事員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、府中市モーターボート競走条例(昭和30年7月府中市条例第11号)第5条第2項に規定するボートレース企業局の従事員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「従事員」とは、平和島モーターボート競走場及び平和島モーターボート競走場専用場外発売場において、勝舟投票券(モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第2条第5項に規定する勝舟投票券をいう。)の発売、払戻金の交付その他のモーターボート競走事業の業務に従事する単純労務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される職員をいう。)として任用される会計年度任用職員(同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。)をいう。

(給与の種類及び基準)

第3条 従事員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、寒冷地手当、超過勤務手当及び期末手当とする。

2 従事員の給与の基準は、一般職の常勤職員の給与の基準との権衡を考慮して、モーターボート競走事業の管理者の権限を行う市長(次条において「管理者」という。)が定める。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例(昭和31年12月

府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。